

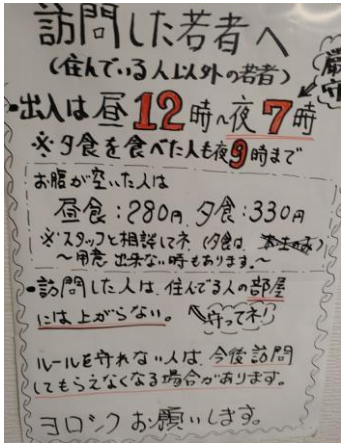


報 告 書

調査・研究 テーマ	地域における子どもの居場所づくりについて
目 的	多様で複雑な問題を抱える家庭が増え、地域における子どもの居場所の重要性が増している。大阪市西成区にて長年「生きづらさ」を抱える地域の子どもや保護者のニーズに応え、居場所・遊び場から緊急避難所・自立援助まで包括的に事業を行ってきた「こどもの里」を視察し、さいたま市の施策に活かす
内 容	<p>日 時：2023年7月13日（木）</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 13:30～14:30</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 15:00～16:00</p> <p>視察先：(1) 認定特定非営利活動法人こどもの里 大阪市西成区萩之茶屋2丁目3番24号</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) こどもの里自立援助ホーム</p> <p>説明者：(1) こどもの里職員（理事）杉村 敏枝 氏</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 自立援助ホーム長 植月 健司 氏</p> <p>参加者：阪本 克己、添野 ふみ子、高柳 俊哉、西山 幸代、 佐伯 加寿美、出雲 圭子、松本 翔、佐々木 郷美、 堤 日出喜、相川 綾香、永井 里菜</p> <p>報告書作成者：佐々木 郷美</p>
概 要 (1) こどもの里	<p>【背景】</p> <p>こどもの里は1977年、日雇い労働者の街と言われる大阪市西成区に「健全で自由な子どもの遊び場を」との思いで館長の荘保 共子氏とカトリックのシスター達を中心に活動を始める。</p> <p>1996年に大阪市に認可されて始まった「子どもの家事業」は2014年の廃止にともない、「大阪市留守家庭児童対策事業（学童保育）」へ移行。2015年に「特定非営利活動法人（NPO法人）こどもの里」を設立し現在に至る。2016年、ドキュメンタリー映画「さとにきたらええやん」で全国的に注目を集めるようになる。</p>

<p style="text-align: center;">概 要</p> <p>(1) こどもの里</p>	<p>【事業内容】</p> <p>① 留守家庭児童対策事業(学童保育) 昼間保護者不在児童の預かりだが、日々の自由遊びに加え、屋外遊び（プレイパーク）、季節ごとのキャンプ、お祭り、運動会等の活動を大切にしている。</p> <p>② 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム） 事情があって家族と一緒に暮らせない子ども達に生活の場を提供すべく、里子を受け入れ、ファミリーホーム（小規模住宅型児童養育事業）を運営。こどもの里の建物の3階を使用。</p> <p>③ 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム) ②で年齢が上の子達の共同で生活をしながら自立を促す場として、15歳から20歳の男子向けの自立援助ホームを運営。こどもの里から少し離れた場所に物件を借り、運営している。（※自立援助ホームを別途視察。詳細は後述する。）</p> <p>④ 自主事業 《緊急一時保護・宿泊所、エンパワメント事業、乳幼児・中高生・障害児の居場所事業等》 トラブル時に子どものみまたは親子・家族で逃げ込むことができる緊急避難一時宿泊所を運営。また、保護者の入院や仕事の都合等で必要な場合には夜間や早朝などに子どもを預かり、生活が不安定な家庭には生活相談を実施している。 また、子ども達とともに路上生活者を冬の時期に訪ねる夜回り活動や数年おきに実施する国内外への研修旅行により、子ども達が社会や世界の現状やそこで抑圧されてきた人達の存在を知り、向き合う機会を提供。また、外部講師を招いて「子どもの人権」や性・セルフケアについて学ぶエンパワメント事業により、自己肯定感や生きる力を育んでいる。 さらに、こどもの里は、学童保育の対象年齢（小学生）以外の乳幼児や若者も受け入れ、年齢・国籍に関係なく誰もが利用できる場となっている。結果として、他に行き場のないひとり親家庭・障害児・外国籍の家庭・不登校など様々な事情を抱える親子が集う場となり、必要な支援につながっている。また、夕方以降は、中高生が立ち寄って交流できる場も設け、若者達を孤立させない仕組みも作ってきた。 このように既存の市の補助事業の枠組みに当てはまらないものもニーズに応える形で展開してきたのが自主事業である。</p>
---	---

<p>概要</p> <p>(1) こどもの里</p>	<p>【利用料】 食事代・おやつ代・遠足代など少額の実費以外、利用料は無料</p> <p>【財源】 学童、ファミリーホーム、自立援助ホームは委託事業のため、市の補助金。不足分はバザーの売上や財団の助成金などを申請して活用することもある。また代表が全国を講演で回り、現在では年間約2,000万円の寄付が集まり、それらが自主事業に充てられている。</p> <p>【人員体制】 職員7名、アルバイト4名、清掃員1名、ボランティア数名</p> 
<p>所見・成果</p> <p>(1) こどもの里</p>	<p>こどもの里は、子どもの貧困が顕在化する地域だからこそ、子ども達のニーズに応じる形で、多様な事業展開によりセーフティーネットを構築してきた、特筆すべき事例である。そのことで、子ども達が必要な支援に途切れずつながり続けているのと同時に、ファミリーホームで生活する子が学童保育で地域の子と遊べるなど、社会的擁護が必要な子も地域とつながりやすい環境が作られてきた。</p> <p>さいたま市では、2020年から2024年までの期間「第2期 さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン」実行中で、子ども・子育て支援と子どもの貧困対策が平行して進められている。</p> <p>地域の子ども・子育て支援、貧困対策に関わる団体が情報・意見交換する機会を作り連携しやすい関係性を作れると、誰ひとり取り残すことなく、より必要な支援に途切れなくつなぎやすくなる。また、学童や自立援助ホームを運営する団体が、ス</p>

<p>所見 ・ 成果</p> <p>(1) こどもの里</p>	<p>ペースの空いている昼間の時間帯にフリースクールをやりたいなど他の事業にも支援を展開しようと考えた場合に、行政が前向きに相談に乗り後押しできる体制があると良いと考える。</p> <p>そして、こどもの里の強みは単なる居場所提供にとどまらず、自主事業として行う人権教育やエンパワメント事業による子ども達の自尊感情や自信の回復であると感じた。「子どもの権利を守りたい」という思いが長年こどもの里のスタッフ達の活動を支えてきたのであろうという印象を受けた。</p> <p>セーブザチルドレンが2022年3月に実施したアンケート調査によると「子どもの権利について“内容までよく知っている”教員は21.6%、“名前だけ知っている・全く知らない”教員は30%、“学校で子どもの権利教育を特に何もしていない”教員は47%」という結果であった。子どもの権利への理解浸透、啓発が今後の子どもの居場所運営や学校教育における、ひとつの大切な鍵になると考える。</p>
<p>概要</p> <p>(2) 自立援助 ホーム</p>	<p>【背景と事業概要】</p> <p>こどもの里のファミリーホームの子ども達の年齢があがり、より自立に向けた支援の必要性が生まれ、2016年に設立。15歳から20歳までの男子が通学・就労しながら共同生活する場である。児童養護施設出身の若者もいる。定員6名のところ現在4名が在所。中には集団生活になじまない子どもおり、その場合は自立させてケアを厚くしている。退所した後のアフターケアに職員の仕事の約半分の時間が割かれており、そこに民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律による単年度の助成金を申請して充当している。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>

<p>概要</p> <p>(2) 自立援助 ホーム</p>	<p>【利用料】 就労者は月3万円。高校生は無料（市が月3万円を補助）。</p> <p>【人員体制】 専属職員3名、兼務の職員2名（こどもの里）、パート タイム職員1名（夕食づくり）</p>
<p>所見 ・ 成果</p> <p>(2) 自立援助 ホーム</p>	<p>ホームで生活する若者の自立（通学や就労）を支援するには、児童相談所や弁護士、親や学校の先生、心理カウンセラーなど多様な専門家との連携が必要であり、共同生活にはトラブルも伴うため高度なコミュニケーションスキルが求められる。同時に心に傷を負っている若者と向き合うメンタル面の負荷も大きい。関わる大人の人間性や熱意によって支えられている事業である。家族関係で苦勞し傷つき、親元を離れた若者が、そのような親以外の大人と信頼関係が築けることは本人の人生を変える大きなきっかけとなる。</p> <p>複雑な家庭環境でヤングケアラーも増え、このような場につながれば自立できるであろうにも関わらず、つながっていない若者は多くいる。それに対して全国的に自立援助ホームの数は圧倒的に足りていない。まずは事業の意義や必要性について認知度を高め、親と離れて自立を目指す選択肢の存在を若者が知ること、そしてそこに関わる人材を育成していく必要がある。</p> <p>上記、今後、定例会での代表・一般質問や委員会での質問等の機会を捉えて、執行部へ提案していきたい。</p>
<p>基本方針</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 『誰ひとり取り残さない』視点での施策展開 4 すべての子どもに学びと成長の機会充実 5 社会全体で子どもと若者を支えるまち 6 子育て世代に行き届く支援体制の構築 13 多様な価値観と人権尊重・ジェンダー平等の推進